令和3年度 第2回

茨 木 市 景 観 審 議 会

一 会 議 録 ―

会 議 録

会議の名称	令和3年度第2回茨木市景観審議会
開催日時	令和4年2月22日(火)10時00分開会・12時00分閉会
開催場所	茨木市福祉文化会館303号室
会 長	加賀 有津子
出席者	〔 委 員 〕 加我 宏之、高砂 正弘、藤本 英子、山口 敬太 <以上学識経験者>
	黒川 宗範、綿谷 賢治、
	 池田 恵次、稲津 ちさと
	(以上、計9名)
	[アドバイザー]
	武田 重昭
欠 席 者	〔委員〕谷田 公宏〔アドバイザー〕中井川 正道、松本 邦彦
事務局	井上副市長、岸田都市整備部長、福井都市整備部次長兼都市政策課長、中島都市政策課まちづくり係長
議題(案件)	中心市街地等における景観形成・保全推進事業(進捗状況報告) 1 東西軸の取組 2 在郷町エリアの取組 3 屋外広告物の取組
傍 聴 者	1名

	議 事 の 経 過
発言者	議 題(案 件)・発 言 内 容・決 定 事 項
○中島係長	ただ今から令和3年度第2回茨木市景観審議会を開会する。
	開会にあたり、井上副市長からあいさつを申し上げる。
○井上副市長	(あいさつ)
○中島係長	感染症予防の対応についてご説明申し上げる。
	各委員においては、審議会中はマスクの着用をお願いする。また、席の
	間隔をあける、出入り口に消毒用アルコールを設置する、窓を開けて換気
	を行うなどの対応を行っている。
○中島係長	本日の出席状況であるが、景観審議会委員の総数 10 名のところ、出席
	者は9名となっており、茨木市景観条例施行規則第19条第6項の規定に
	より、会議は成立している。
	景観審議会委員の谷田委員、また、本市景観アドバイザーの中井川委員、
	松本委員からは、欠席の連絡をいただいている。
	なお、本日は1名の方が傍聴されている。
○中島係長	それでは、茨木市景観条例施行規則第 19 条第 5 項の規定により、以後、
	本審議会の運営を加賀会長にお願いしたい。
	ナロのマウ安保は、見知引売のおウムじと知服は、人類の佐座とり処体
○加賀会長	本日の予定案件は、景観計画の改定などを視野に、令和2年度より継続
	的に取り組まれている「中心市街地等における景観形成・保全推進事業」 についてである。
	今後の取組に反映いただくことを目的に、令和3年度までの取組の成果
	や、次年度以降の予定の説明・報告を受けたうえで、本審議会で議論を行
	で、
	なお、本事業は
	1 東西軸の取組
	2 在郷町エリアの取組
	3 屋外広告物の取組
	の3本立てとなっており、それぞれ分量が多いことから、議論の円滑化
	のため、取組ごとに区切って議論を行いたい。

	議事の経過
発言者	議 題(案 件)・発 言 内 容・決 定 事 項
○加賀会長	1 東西軸の取組 それでは、まず東西軸の取組について、事務局から説明を求める。
○福井次長	(説明)
○加賀会長	事務局からの説明は以上である。説明があったように、東西軸の取組については、現在、次年度に実施する社会実験の具体的内容の検討を進めているところであり、最終的にはその成果をストリーデザインガイドラインや景観計画に反映し、取りまとめていく予定とのことであった。本審議会としては、市の今後の取組に関して議論を行い、必要に応じて市の取組へ反映いただければと考えている。 各委員におかれては、そのような観点からご意見、ご質問をいただきたい。
○武田委員	(1) 多様な主体との連携 魅力的なワークショップを展開されているものと評価する。 ニュースレターの作成・周知もされているように、このプロセスを広げていくことが重要であり、その観点からの提案として、沿道の地元高校と連携されてはどうだろうか。 この取組は、ガイドラインを作って終わるものではない。もう少し中長期的なスパンで考えたときに、将来のまちづくりのプレーヤーとなり得る主体と連携することは意義深いと思う。 また、学習指導要綱が改定となり、地理総合に「生活圏の調査と地域の展望」というカリキュラムが必修となることから、学校側のニーズとしても、地域の取組との連携は求められているのではないかと思うので、地元の高校も巻き込みながらこの取組を盛り上げていってほしい。なお、情報提供として、都市計画学会が、地理総合の支援のための体制作りに取り組んでいるので、必要に応じてそことの連携も検討されるとよいと思う。
○福井次長	高校とは、これまでも様々な取組で連携させていただいてきたが、本取組でも考えていく必要はあると考えている。 また、都市計画学会など、その他の主体との連携についても、あわせて検討していきたい。
○藤本委員	例えば、商店街や周辺で活動されているような団体、JRや阪急、また市民会館跡地に建設されている新施設など、周辺の団体やプロジェクトとは幅広く連携を検討されるとよい。

	議事の経過
発言者	議 題(案 件)・発 言 内 容・決 定 事 項
	なお、ワークショップで作られた空間活用の模型は、どこかに展示など されているか。そうした情報発信もされると、この取組に対してより多く の人の関心が得られるかもしれない。
○福井次長	今年度のワークショップの参加者層だが、沿道の居住者や店舗を営まれている方に加え、商店街の関係者やまちなかで活動されている方など、沿道以外からもご参加いただいており、次年度以降、この輪をより広げていきたい。
○中島係長	今年度の取組については、市のホームページやSNSなどで情報発信を 行ってきた。これから社会実験を企画・実施していくにあたって、改めて 情報発信に努めたい。 なお、空間活用の模型は、現状展示などはしていないが、今後、市ホー ムページ等での掲載を検討する。
○黒川委員	1点目、今年度のワークショップでは、沿道の方や、現に活動をされている方を中心に取り組んできたところかと思うが、これからは、例えば駅の利用者やより周辺の方なども巻き込み、機運をより高めていくような方策を考えていくことも必要だと感じる。 2点目、中心市街地のプロジェクトの中でも、市民会館跡地の活用は核となる事業であると思うので、事業間の連携もお願いしたい。 3点目、メインストリートの将来像は、すぐにその全てが実現できるものではないと思う。そこでこの取組みが盛り下がってしまうことのないように、次年度の社会実験で、できることから始めていく視点が重要である。
○福井次長	より多くの主体を巻き込んでいく必要があるのはご指摘の通りである。 なお、今年度のワークショップでは、沿道の方などにご参加いただいたと お答えしたが、必ずしも参加者が多かったわけではないため、社会実験実 施にあたっては、沿道の盛り上げにも改めて取り組んでいきたい。 なお、跡地活用の取組とは随時連携を図っているところであり、引き続 き同様に進めたい。
○池田委員	(2) 通りと街区内の関係性 ストリートの将来像の議論のなかで、街区内の議論があまり出てこない のに違和感がある。 ストリートのデザインにあたっては、通りに挟まれた街区内との関係性 も考慮して、そこから、またそこへと誘導するような仕掛けが必要になっ てくるかと思うが、その部分が見えてこないのである。

	議 事 の 経 過
発言者	議 題(案 件)・発 言 内 容・決 定 事 項
	街区内も含めて、まちなかをどうしていくのかという議論を踏まえる必要があるのではないか。
○福井次長	この取組は、両駅や市民会館跡地などの拠点で生まれるにぎわいを、まちなか全体に面的に広げていきたいという想いを出発点としており、街区内を含む周辺エリアも含めて考えていくべきことは、ご指摘の通りだと思う。 一方で、街区内は住宅地であることから、にぎわいの波及という観点からは、商店街などとの連携などをまずは検討していくべきではないかと考えている。
○池田委員	えている。 中心市街地ではあるが、街区内は将来にわたっても住宅地という位置づけという認識か。
○福井次長	中心市街地全体を見渡した時には、エリア全てが商業機能というわけにはいかないものと思われる。
○加我委員	(3) 社会実験のイメージ ワークショップにおける意見を拝見していると、歩きたくなるような魅力的なストリートの要素として、「自然」や「季節の変化」などにも着目されている。 季節感はお店のディスプレイや人の装いでも感じられるところだが、植物による演出という観点も重要である。現状の断面構成のままでは、新たに街路樹を植えたりするのは難しいと思うが、例えば、スポット的であったとしても店先や玄関先に、季節に合わせた鉢植えを置くことも一定の演出にはなる。
	社会実験では、「沿道の空間を使いこなす」というものに加えて、そのような「通りを演出する」という趣旨のものも併せて実施できるよう、検討してほしい。
○山口委員	(4) 景観施策として整理する観点からコメントする。 取組を景観施策として整理する観点からコメントする。 ワークショップの意見で、「ささやかなコミュニケーション(の場)」 や「気軽な」、「わくわく感」などを挙げる意見が多かったように、まず は小さな空間で変化を生み、それを沿道で連続させていくことでストリー トを演出していく方向性が、イメージとして市民に共有されていると感じ る。 では、その方向性を景観施策としてどのように整理していくかだが、ま

		 義	 事	の	———— 経	 過	
発言者		議題	(案	件)·発	言内和	字・決 定 事 項	Į
	ずは一般的な	:「景観.	」とい	う概念を	拡張し、	「人がいる風」	景や活動」など
	も含んだ捉え	方をし	たうえ	で、セッ	トバック	を行った民地	や、歩道の相当
	部分を占めて	いる植	栽帯を	活用して	、そのよ	こうな「景観」を	をどのように作
	っていくのか	を考え	ていっ	てはどう	かと思う) 。	
	なお、植栽	帯の活	用に関	しては、	緑の機能	強化と休憩・液	帯在空間の創出
	をセットにし	た空間	演出な	どが、道	路幅員に	あまり余裕がた	ない茨木市にお
	いては実現可	『能性が	高く、	また景観	施策上の)意義も高いと	思われる。

	議事の経過
発言者	議 題(案 件)・発 言 内 容・決 定 事 項
○加賀会長	2 在郷町エリアの取組 次に、在郷町エリアの取組について、事務局から説明を求める。
○福井次長	(説明)
○加賀会長	事務局からの説明は以上である。説明があったように、在郷町エリアの 取組については、取組の方向性を再検討され、まずは地域との関わりを増 やし、愛着醸成を図る取組として展開していく予定とのことであった。 本審議会としては、先ほどの東西軸の取組での議論と同様、市の今後の 取組に関して議論を行い、必要に応じて市の取組へ反映いただければと考 えている。 各委員におかれては、そのような観点からご意見、ご質問をいただきた い。
○加我委員	(1)施策の方向性の提案(町家の保全) 今後の取組の方向性に関して、維持管理費用の支援による町家の保全は 困難であるとされているが、この点をもう少し説明いただきたい。
○福井次長	住宅としての利用であるという意味においては、在郷町エリアと市の他のエリアとで同じ条件であることから、在郷町エリアの町家に対してのみ何らかの助成を行うのは、公平性の観点から難しい。 それでも、町家の利活用が伴った場合には何らかの取組可能性があったが、確認の結果、そのご意向もなかったことから、結果として、行政が補助金を支出することは困難であると判断したものである。
○加我委員	補助金支出の公共的意義の捉え方として一定理解はするが、別の見方として、町家を景観資源として捉えた場合に、歴史的意匠を備えた町家が「ある」こと自体に公共的意義を見出すことはできるのではないか。例えば生産緑地制度では、あくまでも農地は個人の資産であるが、食糧供給や環境的側面からの価値を踏まえて、税制特例措置などにより制度的に保全がなされている。同様の観点から、町家の景観的価値を踏まえて、何らかの支援制度や、学生から提案があったような小規模容積移転のような制度構築が可能かもしれないし、逆にそこまでできないとこの取組はなかなか難しいのではないかと思う。
○福井次長	町家保全によるエリアの価値向上を捉えて、施策を構築していくべきというご指摘であり、重要な視点と認識している。

	議事の経過
発言者	議 題(案 件)・発 言 内 容・決 定 事 項
	エリアの価値は、エリア全体で共有を図っていくべきものであり、その
	意味で、今年度作成した在郷町マップなどを活用しながら、まずは愛着醸
	成の取組を進めていきたい。
○加我委員	保全という観点からは、ガイドラインや届出制度などが施策として考え
	られるところであるが、このようないわゆる「ムチ」の施策だけでなく、
	補助金などの「アメ」の施策とセットにした、バランスよい施策構築が求
	められると思うので、ご検討いただきたい。
	(2)施策の方向性の提案(仕組みづくり①)
〇山口委員	住み継ぐ場合は、相続税など金銭面が問題になることも多いだろうが、
	売ったり貸したりする場合も考えると、直接的な補助金だけでは十分でな
	く、何らかの仕組みづくりも重要となると思う。
	例えば、知らないうちに売却や取り壊しが決まっているというのは施策
	的に痛手となるので、一定期間前に届出を求めるなどの仕組みを設けて、
	知らないところでの売却を抑制したうえで、マッチングの支援をしていく
	という方向性もありうる。
	なお、町家所有者等へのヒアリングでは、売却や賃貸の意向はあまりな
	かったようだが、まだ所有者がご健在で、課題が顕在化していないという
	見方もできる。課題が顕在化する前に、何らかの仕組みづくりができれば
	ベストである。
	愛着醸成は必要で、中長期的にやっていくべきことは言うまでもない
	が、それだけをやっていても解決しないだろう。
○加賀会長	学生からの提案で、在郷まち公社によるサブリースというものもあった
○加貝云区	が、山口委員の意見は、そこにも通じるものがある。そうした取り組みも
	視野にいれて考えていく必要があるのではと思う。
	This feet with the control of the co
	(3)施策の方向性の提案(仕組みづくり②)
○高砂委員	私は古い集落に住んでいるが、震災後、建て替えが進み、町並み景観が
	失われていると感じる。おそらく、放っておくと、在郷町エリアでも同じ
	ようなことになってしまう。
	その意味で、何らかの網掛けが必要だ。居住者の共通認識として、ガイ
	ドラインのようなものが形成できればベストだが、そうでなければ、第三
	者的な機関が間に入って、確認・評価をしていくようなことが必要で、そ
	うしないと残っていかない。
○黒川委員	エリア居住者の愛着醸成につながる要素として、エリア外の市民から、

	議事の経過
発言者	議 題 (案 件)・発 言 内 容・決 定 事 項
	在郷町エリアがしっかりと評価されることが非常に重要だと感じる。 在郷町エリアの魅力や資源について理解が得られ、「行ってみよう」と 感じてもらえるような仕掛けが求められる。
○加賀会長	いずれも、外部からの評価が適切に得られるような仕組みが必要というご意見であったと思う。
○福井次長	エリア外の関心を高めていく必要性については、本日ご不在の松本委員からもご指摘いただいているところであり、次年度の取組の参考にさせていただきたい。
○武田委員	(4) 愛着の顕在化 「地域の愛着醸成」という言葉についてだが、愛着が失われているというわけではないと思うので、「地域への愛着の顕在化」というのが正確な表現ではないかと思う。 自分でも気づいていないような愛着を表に出していくためには、地域に対する理解がまず重要であり、先ほどご提言のあった外部から適正に評価を受ける視点も必要になってくる。今後実施される成果のパネル展示もそうだが、まちなかでこのような取り組みがたくさん展開できるようになっていくと、自然と愛着が顕在化してくるのではないか。例えば、学生の研究にある『パターンランゲージによる「らしさ」の整理』を非常に興味深く見ていたが、その「らしさ」と、小学生が見つけた「お宝」のギャップはどうだったのか…その気づきのプロセスこそが、愛着の顕在化ではないかと思う。 いずれにしても、そのような気づきの取組を丁寧に進めていただければと思う。

	議 事 の 経 過
発言者	議 題(案 件)・発 言 内 容・決 定 事 項
○加賀会長	3 屋外広告物の取組 最後に、屋外広告物の取組について、事務局から説明を求める。
○福井次長	(説明)
○加賀会長	事務局からの説明は以上である。説明があったように、屋外広告物の取組については、規制誘導方針案の設定と、それを踏まえた具体的な規制内容案の検討を行ったところであり、令和5年度の条例制定を目指して引き続き検討を進めていく予定とのことであった。 本審議会としては、市の今後の検討の参考にしていただくよう、規制誘導方針案や規制内容案に関して議論を行い、必要に応じて意見申し上げたいと考えている。 各委員におかれては、そのような観点からご意見、ご質問をいただきたい。
○藤本委員	(1)「アクセントカラー」という表現まず、1点修正をお願いしたい。 資料 36 ページに、「アクセントカラーは原則使用しない」と書かれているが、「アクセント」とは、必ずしも「彩度が高い色」を意味するものではなく、例えばベースカラーが白であれば黒色がアクセントとなるように、相対的な概念であるので、意図するところが伝わりにくい。 ここは、例えば「高彩度色は使用しない」のように表現をあらためるべきである。
○福井次長	ご指摘を踏まえて、表現を再検討したい。
○藤本委員	(2) 助成制度 助成制度は設けない方針であるとの説明があったが、特に屋上広告物な どは新たな基準へ適合させるために相当の経費がかかり、なかなかスムー ズに進まないことも想定される。 ホトレス、新たな基準への適合を見期に進めていまない考えまれるかと
	市として、新たな基準への適合を早期に進めていきたい考えもあるかと 思うし、仮にその点を重視するならば、撤去や変更に対して助成を行うこ とも選択肢になってくる。引き続き検討いただきたい。
○福井次長	助成制度により、新たな基準への適合が早期に図られるという効果は認識している。 ただ、適合物件に対しては助成を行わないこととの公平性も考慮する必要があり、また、府内で助成制度を設けられている団体が見当たらなかっ

	議事の経過
発言者	議 題(案 件)・発 言 内 容・決 定 事 項
	たことも踏まえ、導入を見送る方針であるとご説明したところであるが、いただいたご意見も踏まえて、改めて他市の状況を研究していきたい。 なお、他団体事例を見ていると、助成を行う場合に、条例の規制内容にプラスアルファの基準を加えているなど、さまざまな事業スキームがあるようだ。
○加我委員	(3)「屋内広告物」への対応 まず、今回の市条例及びガイドラインでの規制誘導の対象範囲をどうするのか。景観形成という観点からの対応として、近年課題として挙げられている「屋外から見える屋内の広告物」までを含めて規制誘導の対象にするのかが重要なポイントとなる。 先進的な団体では、屋内広告物も含めて規制誘導の対象にされている事例が出始めているので、茨木市も乗り遅れることのないように対応してほしい。
○福井次長	屋内広告物への対応は今後検討を進める予定だが、条例やガイドラインでの対応事例について、他団体の状況を改めて研究したい。
○加我委員	(4) 国道 171 号沿道の規制状況や市の規制イメージ 他団体の規制トレンド等を調査されたとのことだが、もう一つの切り口 として、国道 171 号沿道の規制内容を踏まえる必要もあるかと思う。 例えば箕面市は独自の屋外広告物条例はないが、別途、都市景観条例を 定めて対応されており、国道 171 号沿道における屋外広告物の掲出状況は 他団体とは大きく異なっている印象である。 このように 171 号沿道の団体、特に茨木市と市域を接する箕面市と高槻 市の取組がどうなっているのかも踏まえられるとよいのかなと思う。
○福井次長	国道 171 号沿道の規制状況については、前回審議会でもご意見を頂いたところであり、その状況については一定調査を行っている。 沿道の規制状況も踏まえ、検討したものが今回お示ししている規制内容案であり、結果として、規制数値の厳しさだけでいうと、高槻市と箕面市の間くらいの状況になっている。 例えば、箕面市では、国道 171 号沿道では屋上広告物は原則設置しないとされているなど、かなり厳しい内容となっているようである。本市では、府条例の規制内容をベースに、市北部にある山間部の豊かな自然や山並み景観への配慮の観点から、一定の規制を付加する考えである。
○黒川委員	高槻市、箕面市の間くらいの規制になっているということだが、打ち出

		議	事	の	経	過		
発言者	_	議 題	(案件	-) • 発	言内	容・決	定事項	頁
○ 総 ○ 総 る を 動	しくメ通 すい なる 上 なる がいと に、いもれ 次	印象のてれ話点能し議 物ので、たがを性て論 にかったがをしていいいいかい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱ	、こを良たすて芡な て屋間狙いよるあ木が だがとうのる市っ が	告っいう、あで規く 屋物たく。山れは制る 上間ばなと。	即のから の屋かて が かんと 豊上とど 室	、りう か広感こ 外の、と 自物た狙をを	メージ 大市の 大市の出 や打ち出 や設置禁 のかい し	にもつながって 広告物規制の、共 し、議論し、共 み景観を大事に みまど、より それが明確にな ている実態もあ
	果ともなりまた、屋 じて規制記 なお、東 れば看板が	のかねない。 屋外広告物の 秀導を検討 更西軸におり	ので、バ の「材質 されたい ける賑わ るのか、	ランス。 」の問題 い。 いづくり というこ	よく検重も重いの取ったとも	計してV 要である 組と関連 含めて梅	いただけ と思う 車すると 食討いた	観を阻害する結ればと思う。 ので、必要に応 思うが、どうすだき、茨木市独
○加賀会县		しいという					えて、改	めて考え方を整
○黒川委員	経過措置 限り、新基 サインii	_ 置について! 表準に適合 [^]	するもの もらえば	とみな 、 構造物	し…」 かは残	とされて しても構	ているが	と認めるときに 、この趣旨は。 ということなの
○福井次县	者の負担を基本とした 残す趣旨で	も少なくない	ハことか 事業者の 市でも同	ら、新た 具体的事 様な対応	こな基準 事情を 応をさ	準への適 踏まえて れている	合を求る	行うのに、事業 めるスタンスを 対応する余地を ある。
〇山口委員	号 特に重点 掲出実態		ける規制 . ハレー	ションフ	なども	理解した	こうえで	のか。 の設定なのか。 出実態や課題意

	議事の経過
発言者	議 題(案 件)・発 言 内 容・決 定 事 項
	識を踏まえた規制内容や数値設定となっていることも重要だと思うので、
	そのあたりの資料提供も欲しかったところである。
○福井次長	「1点30 m ² 」については、本市の地区計画における基準であり、それ
	は、景観計画における「景観形成地区」の前身である「(旧)都市景観整
	備地区」において、要綱に基づき指導を行っていた基準でもある。このよ
	うに、「1点30 ㎡」は、重点的な対応を図るべき地区に適用する数値基
	準であると認識しているところである。
	なお、ハレーションの確認も一定行っているが、サンプル数があまり多
	くないため、今回お示ししている規制内容案を適用した場合の傾向のみお
	答えする。
	不適合率が5割以上を「多い」とする場合、元茨木川緑地景観形成地区
	では屋上広告物で、沿道景観形成地区では屋上や突出広告物で、にぎわい
	景観形成地区では突出広告物で、それぞれ不適合物件が多くなると見込ん
	でいる。なお、歴史的景観形成地区及び彩都景観形成地区では、不適合物
	件は多くはならない見込みである。
	内部上所上之上中的上皮上之。
○加賀会長	実態を踏まえた規制内容となっているのか確認の趣旨の発言だったかしまる。また調本のは思なるいでは、大家誌へ、また規模は必ずなるとな
	と思う。実態調査の結果については、本審議会へも情報提供ができるよう 検討してもらいたい。
	(7) 移動広告物等への対応
○藤本委員	移動広告物についてはどのように対応されるのか。
	例えば吹田市や豊中市では、規制の対象にされていたかと思う。近隣市
	と連携をとる観点から、規制対象とする考えはないか。
	() () () () () () () () () ()
○福井次長	 今回は特に景観計画との整合の観点から、屋外広告物規制の検討を進め
	ているところである。
	そして、景観計画は、主に建築物や工作物を対象としたものであること
	から、まずは定着物に設置される屋外広告物の規制を整理していきたいと
	いう考えである。
	なお、市域をまたいで移動する物件については、違反物件が出た場合の
	対応など、規制にあたっては検討すべき課題も多いと認識している。
○藤本委員	豊中市、吹田市で規制をされている中で、茨木市が抜け穴になってしま
	う懸念もあるため、対応を検討してほしい。
○加我委員	電飾広告物やデジタルサイネージへの対応についても、同様に検討され

	議事の経過
発言者	議 題(案 件)・発 言 内 容・決 定 事 項
○加賀会長	たい。 これらの点についても、他市の状況を把握するところから始めて、検討 を進めていただきたい。
○加我委員	(8) 規制内容検討にあたっての資料収集・整理 屋外広告物の規制は、どこかで踏み切らないと変わっていかない。茨木市は、独自条例制定などの景観誘導は後発の動きであるので、勇気をもって進み、事業者・市民との対話のもと、理解を得ながら踏み切っていただ
	きたい。 なお、実態調査がサンプル調査であるということだが、ここをより丁寧 にやらないと、事業者・市民の理解はなかなか得られないのではないか。 他団体では全数調査をされている事例もある。
○山口委員	数を調査する方法に加えて、課題になっている風景の写真があって、規制の結果こうなるというシミュレーションを示す方法もあるだろう。 そのようなかたちでイメージが共有されると、本審議会でも議論がしやすいのかなと思う。
○福井次長	現状、写真などを交えて、ビジュアルでお示しすることができておらず、 数字のみの議論でイメージがつきにくいというご意見であり、おそらく他 の委員の皆様も同じ考えかと思う。 全数調査はマンパワー的に難しいが、次回審議会では、少なくとも、写 真等を交えてイメージを共有させていただき、議論が円滑となるようにし ていきたい。
○加賀会長	よろしくお願いする。

	議事の経過
発言者	議 題 (案 件)・発 言 内 容・決 定 事 項
○加賀会長	閉会 本日の予定案件はすべて終了した。議事運営にご協力頂き感謝する。 以上で、令和3年度第2回茨木市景観審議会を閉会する。事務局から連 絡事項があればお願いする。
○中島係長	委員の皆様には、活発な議論をいただき感謝する。 次回の景観審議会は、主に屋外広告物の取組の議論を行っていただくことを想定しており、令和4年の秋頃を予定している。 後日日程調整をさせていただくので、よろしくお願いする。
	(12 時 00 分閉会)